

令和元年度第8回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和元年11月12日(火) 午後1時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 農業委員

会長	12番	横山	和男		
会長職務代理者	13番	小林	孝	14番	西村 辰寿
委員	1番	山根	祐一	2番	西田 悦子
	4番	田中	豊秋	5番	綾木 晴子
	8番	田中	正則	9番	木原さち子
	10番	谷尾	友枝	11番	宮本彰太郎

農地利用最適化推進委員

委員	安部	寛	野田	稔
	荻原	晴雄	栄田	正温
	井上	善雅	谷本	昭
	永江	守弘	山本	知司
	上月	清	保田	公範
	竹内	俊雄	松田	純一
	藤田	克昭		

4. 欠席委員 3番 山寄 幸臣 6番 丸山 武 7番 河村 久雄

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名 4番 田中 豊秋 5番 綾木 晴子
- 第2 報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について
- 2 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
- 3 農地法施行規則該当転用届出書について
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
- 第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について
- 第5 議案第3号 非農地証明について
- 第6 議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について
- 第7 議案第5号 農用地利用配分計画案について
- 第8 議案第6号 農業振興地域整備計画の変更について
- 第9 議案第7号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
- 第10 その他

農業委員会事務局職員 事務局長 小林 春美 係長 蓮佛 知香

6. 会議の概要

局長	<p>本日の欠席は農業委員 3 名。農地利用最適化推進委員は欠席なしです。</p> <p>出席者数、農業委員 11 名です。定足数に達していますので令和元年度第 8 回八頭町農業委員会を始めます。</p>
委員一同	農業委員会憲章唱和
議長（会長）	<p>（あいさつ）</p> <p>日程第 1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、4 番 田中 豊秋委員、5 番 綾木 晴子委員にお願いします</p> <p>次に日程第 2、報告事項ですが委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。</p>
委員一同	（報告なし）
議長（会長）	無いようでしたら事務局は報告をお願いします。
事務局	<p>報告を 3 件させていただきます。資料をご覧ください。</p> <p>報告 1 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について。相続についての届出です。</p> <p>今月は 8 件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。</p> <p>報告 2 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理しましたので報告します。農地の貸借の合意解約です。今月は 10 件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。</p> <p>報告 3 農地法施行規則該当転用届を受理しましたので報告します。今月は 2 件です。200㎡未満の農業用資材置場です。内容は問題なしということで受理しました。</p>
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	続きまして、日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして審議を行います。受付番号 13-1 について事務局は説明をお願いします。
事務局	農地法第 3 条の規定による許可申請審議について。

受付番号 13-1 について説明をします。

土地の所在地 小別府地内1筆 台帳地目 田 現況地目 畑 面積 3,155 m²

所有権移転売買です。

譲請人の住所は県外ですが、実家が小別府にあり農繁期には帰ってこられて農業をされている方です。理由につきましては、申請地は所有者が高齢になり後継者も不在であるため耕作ができないということで、町が中間管理をしていた農地です。町が入植者を公募したところ、近くを耕作されている譲受人が応募され、売買されるということで話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具は軽トラ、トップカー等保有されていますし、農作業従事者数、通作についても実家へは1年の内約9か月程帰っておられ、自身の農地も耕作されていますので問題ないと考えます。保有している農地を全て耕作されていますし、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行うものと認められます。

農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人から聴取を行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積 50 アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及び農地基本台帳で確認した結果 161 アールとなり問題ありません。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地では、柿を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

議長（会長） この件につきましては、9番 木原さち子委員に事前調査をお願いしていますのでお願いします。

木原委員 11月11日に事前調査を行いました。譲渡人は長年担い手へ耕作依頼をされていました。ここ2、3年は上日下部の担い手が耕作されていました。この期限が切れるということで町が公募し譲受人が応募されたということです。現在もきちんと耕作されていますので、問題ないと考えます。

議長（会長） この件につきまして質問意見はありませんか。

井上推進委員 譲受人の住所が県外でもいいのですか。

事務局	実家が八頭町であり、農地も所有されています。1年の半分以上は八頭町におられ農業をされています。住所がどこかということではなく、実態がどうなのかということで判断をしています。
井上推進委員	半分以上こちらにおられるのであれば、住所変更をされればいいと思うのですが。
事務局	ご家族は県外におられますし、個人的な事情があり住所は移されていません。売買のために住所変更をしてくださいとは言っておりません。
井上推進委員	(一財)鳥取県農業会議には確認しているのですか。
事務局	譲受人は何年か前にも農地を購入されています。その際に農業会議へは協議をしています。実態がどうであるか、通作、常時従事が可能かどうかということで判断するという回答でした。
井上推進委員	譲受人がきちんと耕作されているのは確認されているのでしょうか。
木原委員	母親と一緒に柿を長年耕作されていました。
事務局	譲受人は自家用のみではなく出荷もされており、きちんと耕作されていることは間違いありません。
議長(会長)	その他の委員の方々はどう思われますか。
小林委員	きちんと耕作されるのであれば、良いのではないですか。
議長(会長)	その他、質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長(会長)	意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長(会長)	異議なしということで申請どおり決定します。

続きまして受付番号 14-2 について事務局は説明をお願いします。

事務局

最初に議案書の訂正をお願いします。事前調査を 13 番小林委員としておりますが、2 番西田委員の間違いですので訂正をお願いします。申し訳ありませんでした。

それでは受付番号 14-2 について説明をします。

土地の所在地 船岡地内2筆 台帳地目 田と宅地 現況地目 2
筆とも畑 面積 364 m²、124.76 m² 合計 488.76 m²

所有権移転贈与です。

理由につきましては、譲渡人は県外に居住されており今後も耕作できないということで、譲受人に贈与されるということで話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具はトラクター、田植機等保有されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。保有している農地を全て耕作されていますし、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行うものと認められます。

農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人から聴取を行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積 30 アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及び農地基本台帳で確認した結果 99 アールとなり問題ありません。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地では、野菜を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

議長（会長）

この件につきましては、2 番 西田悦子委員に事前調査をお願いしてありますので報告をお願いします。

西田委員

11 月 9 日から 11 日にかけて事前調査を行いました。譲渡人の希望による案件になります。

譲受人は近所の譲渡人所有の宅地を購入されており、それと一緒に畑も贈与するというので話がまとまったものです。

譲受人は所有されている農地はきちんと耕作されていますし、譲り受けられる農地に関してもきちんと管理はされるということです。問題はないと考えます。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	異議なしということで申請どおり決定します。 続きまして日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきまして審議を行います。受付番号8-1について事務局は説明をお願いします。
事務局	<p>農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について。農地法及び同法施行令の規定により、許可申請書を鳥取県知事へ進達することについて意見を求めるものです。受付番号8-1について説明します。</p> <p>土地の所在地 福本地内3筆、郡家地内1筆、 台帳地目 すべて田 現況地目 すべて田 面積 929㎡の内32㎡、1,844㎡の内96㎡、489㎡の内32㎡、878㎡の内64㎡ 合計224㎡</p> <p>使用貸借による一時転用です。</p> <p>場所は、議案書3ページから5ページに図面を付けています。土地利用計画図は6ページに付けています。理由につきましては、郡家駅西側団地の第5工区として建売住宅を建築するために、事前に埋蔵文化財試掘調査を実施するものです。</p> <p>本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>農地区分は駅から300m以内の農地ということで、第3種農地です。許可根拠は原則許可です。</p> <p>信用についてですが、申請者は平成29年、残土置場の違反転用があり、後日、追認許可を得られたということがありました。年内には原状復帰されておりますので適当と考えます。</p> <p>資力については町予算書により確認しました。規模の妥当性については、必要最小限の面積であり妥当と考えられます。</p> <p>周辺農地への影響ですが、18-1の農地については、東側は畑と宅地、西側は畑と河川敷、南側は畑、河川敷、宅地、北側は雑種地と宅地です。また4-1、5-1、673-2の農地については、東側は宅地、西側は田、宅地、南側は道路、北側は道路、水路です。掘削の深さは約0.7mで埋戻します。雨水は自然流下と既設の農業用水路に排水します、汚水排水は発生しません。郡家実行組合長と安藤用水組合長の同意は得られています。</p>

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

議長（会長） この件につきましては、私が事前調査をしていますので報告をします。

横山会長 11月5、10日の2日間に渡り、事前調査を行いました。河川近くの農地所有者は、試掘調査については聞いているが、農地売買という話はまだされていないとのことでした。一番広い農地所有者も同様のことを言われていました。小さい農地は荒廃している遊休農地です。県道に近い農地は法人へ貸し出されており、耕作はされています。売買の話はまだとのことでした。総じて試掘調査には協力されるということでした。問題はないと考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで申請どおり決定いたします。
続きまして、日程第5 議案第3号 非農地証明について審議を行います。受付番号6-1について事務局は説明をお願いします。

事務局 議案第3号 非農地証明について説明します。
これは農地法第2条第1項に規定する農地以外の土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。受付番号6-1について説明します。

土地の所在地 新興寺地内1筆、登記地目 畑 現況地目 原野
面積1,028㎡です。

場所につきましては、議案書の8ページから10ページに図面を付けています。理由につきましては、平成2年月日不詳より耕作はしておらず、現在は原野となっています。この農地は、農振農用地区域外の第2種農地であり、長期間耕作放棄されており農地としての利用が困難となっています。

現地確認を木原委員、西田委員、藤田推進委員にお願いしました。

議長（会長）	この件につきましては、9番木原さち子委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
木原委員	11月7日に西田委員、藤田推進委員、事務局と4名で現地確認を行いました。家の裏手というような場所であり、周囲は塀で囲まれています。20年以上耕作されておらず、草木が繁茂し荒廃しています。非農地で問題ないと判断しました。
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので、受付番号6-1について申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで、受付番号6-1について申請どおり決定いたします。 続きまして日程第6 議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について、事務局は説明をお願いします。
事務局	議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。 八頭町長から令和元年10月30日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。 議案書の11ページをご覧ください。 今月は通常の利用権設定が新規9件、更新10件、合計19件です。面積は田54,562㎡、畑2,982㎡、合計57,544㎡です。 中間管理事業分は新規7件、更新6件、合計13件です。面積は田61,116㎡、畑462㎡、合計61,578㎡です。 すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。
議長（会長）	通常の利用権設定分 受付番号57-1から61-5について審議を行います。 事前調査を行い報告が必要でしたらお願いします。
委員一同	（報告なし）

議長（会長）	この件に関して質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	<p>異議なしということで利用権設定分 受付番号 57-1 から 61-5 について申請どおり決定します。</p> <p>続きまして通常の利用権設定分 受付番号 62-2 についてですが、これは関係する委員がおられますので、八頭町農業委員会会議規則第 10 条の規定により関係委員は一時退席をお願いします。</p> <p>（関係委員退席）</p>
議長（会長）	<p>それでは受付番号 62-6 について審議を行います。</p> <p>この件に関して質問意見はありませんか。</p>
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	<p>異議なしということで利用権設定 受付番号 62-6 について申請どおり決定します。関係委員は入室してください。</p> <p>（関係委員入室）</p>
議長（会長）	<p>続きまして通常の利用権設定分 受付番号 63-7 から 75-19、中間管理事業分 受付番号 54-1 から 66-13 について審議を行います。</p> <p>事前調査を行い報告が必要でしたらお願いします。</p>
委員一同	（報告なし）
議長（会長）	この件に関して質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）

議長（会長）	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	<p>異議なしということで、通常の利用権設定分 受付番号 63-7 から 75-19、中間管理事業分 受付番号 54-1 から 66-13 についてについて申請どおり決定します。</p> <p>以上で議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了します。</p> <p>続きまして、日程第 7 議案第 5 号 農用地利用配分計画案について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 5 号 農用地利用配分計画案について説明します。</p> <p>八頭町長より令和元年 10 月 30 日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。</p> <p>整理番号 66-1 から 82-17 について説明します。</p> <p>先ほどの議案第 2 号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地 61,578 m²を借受け希望のありました地域の担い手である 4 法人へそれぞれ 6,025 m²、25,118 m²、5,095 m²、31,329 m²、担い手 1 名へ 6,215 m²を配分するものです。</p>
議長（会長）	整理番号 66-1 から 82-17 につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	<p>異議なしということで、整理番号 66-1 から 82-17 について申請どおり決定します。</p> <p>以上で日程第 7 議案第 5 号 農用地利用配分計画案について審議を終了します。</p> <p>続きまして、日程第 8 議案第 6 号 農業振興地域整備計画の変更について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 6 号農業振興地域整備計画の変更について説明します。八頭町長から、農業振興地域の整備に関する法律の規定による農業振興地域整備計画の変更について意見照会がありましたので、同法施行規則</p>

の規定により本委員会の意見を求めるものです。

受付番号 5-1 について説明します。

土地の所在地 島地内 1 筆 台帳地目 田 現況地目 田 面積
2,243 m²の内 272 m²

目的は、一般住宅の建築です。

理由としては、現在、子世帯は鳥取市内のアパートに居住しているが、実家近くの申請地に住居を建築したいとのことです。場所は 24 ページから 26 ページに図面を付けています。土地利用計画図は 27 ページに付けています。

この農地は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地、第 1 種農地になります。許可根拠は集落接続、既存集落に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものとなりますので、除外後は転用可能な農地と考えます。

議長（会長） この案件は、13 番小林 孝委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

小林委員 代理人に聞き取りを行い、現地確認を行いました。申請地は耕作放棄地となっています。この土地利用計画図のとおりの方の残し方をするのかと確認しましたが、申請のとおりでお願いしますとの回答でした。集落の方々も申請地に住宅建築をするということは了解されました。隣地には大きな住宅が既に建築されていますので、集落接続が見込めるのであれば、問題はないと考えます。

議長（会長） この件に関しまして質問意見はありませんか

山本推進委員 耕作放棄地ということですが、大きな木が生えているのでしょうか。

小林委員 木は生えていませんが、セイタカアワダチソウのようなものが繁茂しています。

山本推進委員 この案件を認めるのであれば、すべて許可になってしまうのではないかと危惧します。

小林委員 息子が帰って来るとなると、隣地が農地ですので管理することです。病気の親だけではどうにもならず耕作放棄となっている農地が管理されますし、集落としても活気が出ます。

事務局	申請者の妻からは隣地の農地は息子が耕作していくと聞いています。また、すべての第1種農地が集落接続許可根拠に該当するものではありません。道路を挟んで向かい側に住宅が数軒ありますので、申請地は集落接続という許可根拠に該当すると考えるものです。
西田委員	申請地の図面上下の隣地は耕作されているのですか。
事務局	はい耕作されています。
議長（会長）	この件に関しまして他に質問意見はありませんか
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	無いようでしたら、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで申請どおり決定します。 以上で、議案第6号農業振興地域整備計画の変更についての審議を終了いたします。 続きまして、日程第9 議案第7号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第7号 耕作放棄地の農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について。 委員の皆様に行っていただきました農用地利用状況調査、通称農地パトロールの結果を基に、山林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地をあげています。 これらの農地について、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かについて、農業委員会の判断を求めるものです。 議案書28、29ページをご覧ください。 昨年7月委員会で審議対象としました大御門地域の同意書が1筆遅れて提出されましたので、その追加分を提出しています。面積115㎡です。 今回の審議の結果、農地に該当しないと判断された場合には、その所有者に対して非農地通知を送付し、町税務課に対し「地方税法第381条第7項の規定により法務局に対する登記地目の変更の届け出を行う旨」要請することとしています。その後農地台帳から削除する予定です

す。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで、一覧表の土地については、農地では無いという判断といたします。
 以上で日程第9 議案第7号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について審議を終了いたします。
 続きまして、日程第10 その他について事務局よりお願いします。

事務局 ●視察研修について
 ●アンケート調査について
 ●農業委員会手帳の斡旋について
 ●次回農業委員会は12月13日（金）13時30分から船岡地区公民館大集会室で開催します。
 以上です。

議長（会長） 以上で第8回農業委員会を終了します。
 終了（15時15分）